オ　再度の一般競争（指名競争）資格審査の申請書（企業集団として申請する場合）
カ　納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式その２又はその３若しくはその３の２若しくはその３の３。以下同じ。）の写し
キ　委任状（行政書士等の代理申請による場合）
② 測量・建設コンサルタント等業務の場合
ア　測量等実績調書
イ　技術者経歴書
ウ　営業所一覧表
エ　登記事項証明書又はこの写し（法人の場合）若しくは身分証明書（個人の場合）
オ　登録証明書等又はこの写し
カ　財務諸表類
キ　納税証明書の写し
ク　設計共同体協定書の写し（設計共同体として申請する場合）
ケ　委任状（行政書士等の代理申請による場合）
なお、申請者が測量法に基づく測量業者の登録を受けた者である場合、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の８の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写し、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第７条、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第７条又は補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第７条の登録業者である場合、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、上記のアからカの書類を省略することができる。ただし、現況報告書の副本の写しは国土交通大臣に提出し、確認済みとなっているものに限る。
⑶ 申請書等の作成に用いる言語等　申請書及び添付書類は、日本語で作成されたものに限る。なお、外国語で記載してあるものについては、日本語の訳文を添付することとする。
４　競争に参加することができない者
⑴ 予決令第70条に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵ 予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、一般競争に参加させないこととされた者。
⑶ 建設工事について、建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査を受けていない者。
⑷ 申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者。
⑸ 経営状況が著しく不健全であると認められる者。
⑹ 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者。
⑺ 共同企業体で、その構成員に⑴から⑹に該当する者を含む者。
⑻ 設計共同体で、その構成員に⑴、⑵及び⑷から⑹に該当する者を含む者。
⑼ その他建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務に関し、法律上必要とする資格を有していない者。
５　競争参加者の資格及びその審査
⑴ 資格審査は、建設工事を希望する者にあっては総合評定値通知書の総合評定値(P)を付与数値として、測量・建設コンサルタント等業務を希望する者にあっては別記１により算定した数値を付与数値として行う。
⑵ 競争参加資格は、業種区分別に⑴の付与数値に基づいて、別記２により格付けする。
６　資格審査結果の通知
資格審査結果通知書により通知する。
７　資格の有効期間
令和７年４月１日から令和９年３月31日までとする。
なお、上記２⑵の随時申請の場合は、資格を付与された日から令和９年３月31日までとする。
８　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧
厚生労働省ホームページにて公表する。

別記１　測量・建設コンサルタント等業務の付与数値
次の算式により算定した数値をもって付与数値とする。
①×３＋②＋③×５＋④
① 年間平均実績高

20億円以上		：30
10億円以上	20億円未満	：25
５億円以上	10億円未満	：20
１億円以上	５億円未満	：15
	１億円未満	：10

② 自己資本額
自己資本額の数値は、自己資本額を年間平均実績高で除したものに100を乗じて得た数値に応じ、次の右の数値とする。

10以上		：30
５以上	10未満	：20
	５未満	：10

③ 技術力
技術力の数値は、業種区分ごとの有資格者の数をもって厚生労働省大臣官房会計課長が定めるところにより算出した数値に応じ、次の右の数値とする。

110以上		：30
65以上	110未満	：25
40以上	65未満	：20
15以上	40未満	：15
	15未満	：10

④ 営業年数

35年以上		：30
25年以上	35年未満	：25
15年以上	25年未満	：20
５年以上	15年未満	：15
	５年未満	：10

別記２　業種区分及び予定価格の範囲
［掲載順序　業種区分　⑴数値：等級　⑵予定価格の範囲］
１　総合工事業者（建設業法別表第一の土木工事業又は建設工事業の許可を受けた者）
⑴

1,200以上		：A
1,000以上	1,200未満	：B
800以上	1,000未満	：C
	800未満	：D

⑵ Aは７億２千万円以上、Bは３億円以上７億２千万円未満、Cは６千万円以上３億円未満、Dは６千万円未満
２　専門工事業者（総合工事業者以外の者）
⑴

1,000以上		：A
800以上	1,000未満	：B
700以上	800未満	：C
	700未満	：D

⑵ Aは１億５千万円以上、Bは４千万円以上１億５千万円未満、Cは１千２百万円以上４千万円未満、Dは１千２百万円未満
３　測量・建設コンサルタント等業務
⑴

210以上		：A
140以上	210未満	：B
	140未満	：C

⑵ Aは１千万円以上、Bは３百万円以上１千万円未満、Cは３百万円未満

競争参加者の資格に関する公示

令和７・８年度において農林水産省大臣官房予算課等（別記１の発注機関）における建設工事及び測量・建設コンサルタント等に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。
令和６年11月１日
農林水産省大臣官房参事官（経理）
牛田　正克
◎調達機関番号　018　◎所在地番号　13
１　契約の種類及び業種の区分
［掲載順序　契約の種類：業種の区分］
⑴ 建設工事　土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事
⑵ 測量・建設コンサルタント等　測量、土地家屋調査、建設コンサルタント、建築士事務所、計量証明、地質調査、補償コンサルタント、その他
２　申請の時期
⑴ 令和７年４月からの資格付与を希望する者
① インターネット一元受付の場合　令和６年12月２日から令和７年１月15日までの間（受付時間は、土曜日、日曜日、祝日及び令和６年12月29日から令和７年１月３日までの終日を除く９時から17時まで）に、次のアドレスへアクセスして申請用データを送信すること。
【建設工事】
https://www.pqr.mlit.go.jp/（国土交通省）
【測量・建設コンサルタント等】
https://www.pqrc.mlit.go.jp/（国土交通省）